

議案第98号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の
変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年11月27日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき設置した措置費共同経理課について、令和7年4月1日に文京区が加入するにあたり規約の変更を行うため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、本案を提出いたします。

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の
一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「港区」の次に「、文京区」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。